

Title	カント法哲学の批判的性格： K・H・イルティンクの所論を中心として
Sub Title	Der kritische Charakter der Rechtsphilosophie Kants -Iltings These-
Author	松本, 和彦(Matsumoto, Kazuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.6 (1991. 6) ,p.24- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910628-0024">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910628-0024</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# カント法哲学の批判的性格

——K・H・イルティンダの所論を中心として——

松 本 和 彦

- 一 はじめに
- 二 K・H・イルティンダの所論
  - (一) 「批判的」(kritisch) という術語の定義及びW・フッシュのテーゼ
  - (二) フッシュが依拠している『覚書』及びレフレクシオンの分析
    - 1 自然主義的自由の概念 (naturalistischer Freiheitsbegriff)
    - 2 批判的自由の概念 (kritischer Freiheitsbegriff)
  - (三) 自然主義的自由の概念ならびに批判的自由の概念についてのフッシュの解釈、及びイルティンダによるその批判
  - (四) カントの倫理学ならびに法哲学の非批判的性格
- 三 イルティンダの所論の問題点——むすびにかえて——

## 一 はじめに

カントの法論ないし法哲学は、『純粹理性批判』及び『実践理性批判』とは体系上無関係なもの・矛盾するものであり、カントの批判哲学の全体系の中では傍論的な役割を果しているにすぎない、とする見解が従来は支配的であった。言い換えれば、方法的な視点からカントの法論ないし法哲学をみた場合に、そこには批判的方法 (Kritische Methode) ないし超越論的方法 (transzendente Methode) が十分には適用されていないとか、あるいは全く放棄されているとする見方が有力に主張され、ごく最近まで定説となっていたのである。このような見方は、R・シュタムラーやH・ケルゼンなどに代表される新カント学派の法哲学者、及びその影響を受けた恒藤恭、尾高朝雄、田中耕太郎、和田小次郎といった我が国の法哲学を担ってきた法哲学者によって主張されてきたのである。<sup>(2)</sup>その後、我が国においてはこのような見方が一般に受け入れられてきており、それに対する十分な検討がなされていないのが現状である。

だが、果してこのような見方は適切であったのだろうか。カントの法論が彼の批判哲学といかなる体系上の連関を有しているのか、つまりカントの批判哲学における法論の地位はどのように解されるべきなのか、こういった体系上の問題については現在でもなお十分な説明がなされているとはいえないだろう。そこで、方法的な観点からする批判哲学と法哲学との関係の問題、すなわち批判的方法ないし超越論的方法の法哲学への導入・適用の問題を解明する試みも、批判哲学全体における法哲学のこのような体系上の問題を究明するためのひとつのアプローチとして意義がなくてはならないであろう。

カント法哲学の批判的性格ないし超越論的性格について、それを肯定するひとつの立場として、筆者は先の論稿「カント法哲学の超越論的性格——F・カウルバツハの所論を中心として——」(『法学政治学論究』第七号)においてF・

カウルバッハの所論を検討した。カウルバッハの所論は、カント法哲学の超越論的性格を最初に提唱した点においても、また独自のカント哲学理解に基づくダイナミックな解釈である点においても、きわめて興味深く示唆に富むものであった。カント法哲学についてのカウルバッハの所論の中心となる一般的テーゼは、「法の哲学において、超越論的方法は、単に適用されている、(“angewandt”)のではなく、むしろその中にこそ超越論哲学の思想は、その独自の省察が基礎を置いている諸原理を再認識するのである。それゆえカントの後期の法哲学は、超越論的方法の単なる付随的な適用領域ではなく、むしろ本来的に超越論的方法の固有の領域とみなされなければならない。」というものであった。そしてこのテーゼをカウルバッハは、配置関係(Konstellation)・自由の立場(Stand bzw. Stellung der Freiheit)及びパースペクティヴ(Perspektive)といった諸原理を用いてカントの『法論』の私法論、とくに占有論を考察することによって導き出したのである。<sup>(3)</sup>これに対して本論文は、カント法哲学の批判的性格に関して否定説を支持する見解としてこの問題をめぐる様々な議論の中において注目されるK・H・イルティングの<sup>(4)</sup>所論を考察し、併せてその問題点を提示することを目的とするものである。

## 二 K・H・イルティングの所論

「カントには批判的倫理学ならびに法哲学が存在するのか」という問題は、最近カント研究者の間で論争の対象となっているが、とりわけカント法哲学の批判的性格をめぐる問題については活発な議論が展開されている。前者の問い、すなわちカントの倫理学は批判的倫理学であるのかという問いに対してはすでにJ・シュムッカーがこれを否定し、<sup>(6)</sup>後者の問い、すなわちカントの法哲学は批判的法哲学であるのかという問いに対してはC・リッターがこれを否定したのであった。<sup>(7)</sup>法哲学に関してはその後、W・ブッシュがその著『カントの批判的法哲学の成立 一七六二—一七八

○』の中でリッターによって主張された否定説に反論し、カントの法哲学は批判的法哲学であると肯定説を打ち立てた。<sup>(8)</sup> カントの倫理学ならびに法哲学、つまり実践哲学一般の批判的性格をめぐるこのような論争においてイルテイングは、カントには果して「批判的倫理学ならびに法哲学というものが存在するのか」という問題設定のもとで実践哲学一般の非批判的性格 (unkritischer Charakter) の解明を試み、ブッシュの肯定説に異論を唱え、否定説を支持している。われわれの問題関心はもっぱら後者、すなわちカントの法哲学は批判的法哲学であるといえるのか否かという問題、言い換えればカント法哲学の批判的性格にあるので、以下においておもにこのような視点からイルテイングの所論を詳しく検討してみたいと思う。しかし法哲学は実践哲学の一部であり、倫理学と密接に関連しているので、倫理学についても閑説することはいうまでもない。その際に、この問題の解明を真正面から取り上げているかれの論文「カントには批判的倫理学ならびに法哲学が存在するのか」<sup>(9)</sup> (“Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?”) を手がかりにして考察を進めたい。イルテイングの所聞の詳しい考察にはいる前にその概略をみておこう。

まずはじめにイルテイングは「批判的」という術語の意味分析を行なう。というのはイルテイングによれば、「カントに批判的倫理学ならびに法哲学が実際存在する」、ということが認められなければならないかどうかは、この場合「批判的」(kritisch) という言葉で何が意味されているのか、そのことにかかっているからである。<sup>(10)</sup> この論争において「批判的」という術語の定義の問題に注目し、その定義を具体的に提示したのはイルテイングが最初であった。その後オペラーがイルテイングによって提示された定義を批判し補充するという形で「批判的」という術語のさらに精緻な分析を行なうことになる<sup>(11)</sup>といえ、カントの法哲学の批判的性格をめぐるさまざまな複雑な問題を整理する契機を与えた点においてイルテイングのこの着目は評価されるべきであろう。次にブッシュによって主張されたテーゼが簡略に概観される。続いてイルテイングは、ブッシュが彼の理論の拠り所としている若干のとくに重要なカントのテキストを分析解釈し、ブッシュの解釈が適切か否かを検討する。この検討から、実践哲学の領域において七〇年代

にはカントの「批判的転回」(kritische Wendung)は認められないということが明らかとなり、したがって七〇年代のカントのレフレクシオンにおいて批判的法哲学の成立を主張するブッシュの企てが失敗に終わっていることが確認できるとする。さらに、カントは八〇年代にもなお実践哲学についての諸著作において批判哲学以前の(vorkritisch)形而上学を抛り所としており、またカントが倫理学上の問題設定を理性批判と関連させるまさにそこにおいて、なんらかの正当性をもって批判的倫理学ならびに法哲学と呼びうるものからカントは離れている、ということの証明が試みられる。そしてこの証明によって先の確認が裏づけられるとする<sup>(12)</sup>。このように、結論としてイルティンクはカントの倫理学ならびに法哲学の批判的性格を強く否定することになるのである。以下において、このような結論に至るまでのイルティンクの論証を詳しく跡づけてみよう。

### (一) 「批判的」(kritisch)<sup>(13)</sup> という術語の定義及びW・ブッシュのテーゼ

イルティンクはカントの倫理学、及びより少ない程度においてであれ法哲学が、それまでのこの哲学上の分科の歴史において決定的な進歩を示しているということには全く疑う余地がないとしてその功績を認めるが、ただ、次の三点だけを問題点として挙げている。すなわち、第一に、この進歩はどの点に認められうるのか、第二に、それはどの時期になされたのか、そして第三に、形而上学上の諸問題のカントの論究においてそれは「批判的転回」(kritische Wendung)といかなる関係にあるのか、という点である。カントの法哲学ならびに倫理学の非批判的性格の解明にとっては、第三の問題点のみが重要であり、第一及び第二の問題点はそれほど重要ではないといえる。それゆえ第一及び第二の問題点についてイルティンクはとくに検討することはしない。そこでこの第三の問題点に関してイルティンクは、「批判的」(kritisch)という言葉はやはりカントの理論哲学においてのみ十分に定義されているので、とくにカ

ントに「批判的」倫理学ならびに法哲学が存在するの否かという問題を検討するためには、この「批判的」という言葉の意味を分析し解明する必要があると指摘する。確かに、「批判的」という言葉の意味を分析し解明することは、このような問題を検討する際に生じるおそれのある定義上の紛糾状態を避けるための前提作業として重要であるだけでなく不可欠でさえあることはいうまでもない。しかしながらイルティンクは、「批判的」という言葉が理論哲学においてのみ十分に定義されているということを当然であるかのように述べており、なぜそういえるのか、その根拠が不明確である。また理論哲学においてのみ十分に定義されているとするが、理論哲学のいかなるテクストを根拠としてその定義を導き出したのか、この点については何ら説明されておらず、それゆえ必ずしも説得力のあるものになっているとは言い難い。だがこれらの点はさておきイルティンクの定義をみてみることにしよう。彼は「批判的」という言葉の概念は三つの異った仕方<sup>(14)</sup>で定義されうるといふ。すなわち、「カントの倫理学ならびに法哲学が「批判的」といふのは、それが『純粹理性批判』以来のカントの理論哲学に特徴的である問題設定に基づいており、そしてそれゆえ、われわれに疑いもなく与えられているものの可能性の諸条件にさかのぼって独断主義と懐疑主義の対立を克服している場合か、(entweder)、あるいは、(oder)カントの倫理学ならびに法哲学を『純粹理性批判』におけるカントの批判哲学と結びつけるような諸理論をそれが不可分の<sup>(15)</sup>に含んでいる場合、あるいは、(oder)カントの倫理学ならびに法哲学の中に、彼の批判哲学が成立した(一七七年以降)時にはじめて彼が発展させた特殊な諸理論ないし方法が見い出される場合である。」

しかし、これらの定義は理論哲学において当然に導き出されるのだろうか。カントのテクストを検討する必要がある。そこで『純粹理性批判』の中で「批判」(Kritik)ないし「批判的」(kritisch)という術語がどのように使用されているのかいくつか列挙してみよう。<sup>(15)</sup>

「批判が反対しているのは、理性がその純粹認識を学として取り扱うときの独断的な手続きではなくて(なぜな

ら、学はいつでも独断的でなければならず、言いかえれば、アプリオリな確実な諸原理から厳密に証明されなければならぬからである）、独断論であり、言いかえれば、概念（哲学的概念）からの純粹認識だけでもって、理性が長いこと使用してきた諸原理にしたがいつつ、しかも理性がそうした純粹認識に達した仕方や権利を問いたずねることなしにやってゆく越権である。それゆえ独断論とは、理性、自身の能力をまえて、批判することのない、純粹理性の独断的な手続きのことである。<sup>(16)</sup>

「……批判の厳密さは、この批判が同時に経験の対象について経験の限界を越え出ては何ごとかを独断的に決するのは不可能であるということをも証明することによって、理性に、こうした理性の関心にさいして、反対者のあらゆる可能な主張に対して同じく理性を安全にする……」<sup>(17)</sup>

「すべての異論は、独断的、批判的、懐疑的に区分されうる。独断的異論は命題に向けられているものであり、批判的異論は命題に向けられているものである。（中略）懐疑的異論は、命題と反対命題とを、同等の重要性をもつ異論として、相互に対立させる」<sup>(18)</sup>

これらの使用例をみてみると、イルティンクが第一の定義を挙げたのには相当の理由があるといえようが、しかし第二及び第三の定義が当然に導き出されうるとは必ずしもいえないように思われる。もちろん、「批判的」というところばをカントがどのように使用しているのか、それをテキストにあたって検討することは絶対には不可欠ではある。しかしそれにとどまらずカントの批判哲学全体の中でそれをどう解釈するのが妥当なのかを考察することがより重要であるといわなければならない。その意味において、実践哲学が度外視されてはいるものの、イルティンクのこの定義は理論哲学全体を考慮して提示されたものとして示唆的である。

したがって、イルティンクは先に挙げたものが「批判的」という言葉の意味の定義であるとしているけれども、むしろそれらは定義であるというよりもカントの倫理学ならびに法哲学が批判的であるというための必要条件と解

されるべきであろう。すなわちそれら三つの必要条件のうちのひとつでも備えていれば、カントの倫理学ならびに法哲学が批判的であると判断が論理的に導き出されるわけである。そしてイルティンクはそれらの必要条件をカントの倫理学ならびに法哲学が満たしているか否かを各々検討するのである。

ところでイルティンクによれば、カントの実践哲学の中には「コペルニクスの転回」(Kopernikanische Wendung)が存在する、と主張する者は誰もいない。このテーゼの本質がどの点に存しなければならぬのか、また何に役立つのかを確定するためには、いずれにしてもこのテーゼは特別の解明を必要とするだろう。なるほど、八〇年代のカントの倫理学上の諸著作と彼の批判哲学との関連は見逃すことができないけれども、この関連は、カントが彼の倫理学上の研究成果を彼の理性批判の成果と体系的統一へもたらそうとするところにとくに成立しているのであって、その他の点では理論哲学と実践哲学は分離されているのである。<sup>19)</sup> 理論哲学と実践哲学との関連をこのように把握することによってイルティンクは、先に提示した「批判的」という言葉の第二の定義、すなわちカントの倫理学ならびに法哲学を『純粹理性批判』におけるカントの批判哲学と結びつけるような諸理論をそれが不可分の含んでいる場合という意味においては、カントの倫理学ならびに法哲学の批判的性格はほとんど論じられないとし、したがってこの第二の定義に従えばカントの倫理学ならびに法哲学の批判的性格が否定されるとみている。これで「批判的」の第二の定義はイルティンクの考察から除外されることになる。それゆえカントの倫理学ならびに法哲学の批判的性格をめぐる意見の相違はもっぱら、「カントの「批判期」に実践哲学の領域において、彼の倫理学(ならびに法哲学)にとって本質的である特殊な諸理論が存在するか否かという問題」に関係することになる。この問題はイルティンクの「批判的」の第三の定義すなわち、カントの倫理学ならびに法哲学の中に、彼の批判哲学が成立した(一七七一年以降)時にはじめて彼が発展させた特殊な諸理論ないし方法が見い出される場合に対応するものと考えてよいだろう。(第一の定義については第二章第四節で詳しく論じる。)それにしても、イルティンク自身が明言しているように、八

○年代のカントの実践哲学に関する諸著作の中のいかなる理論が倫理学ならびに法哲学にとって本質的であり、また特殊であるか、とみなされなければならないのかは必ずしも容易に断定できるとはいえず、その解明が必要とされるが、しかしイルティンクは次のことは疑問の余地がないと指摘する。すなわち「もっとも多く顧慮されるカントの叙述とテーゼ——命法の理論ならびに、形式的、定言的命法のみが倫理的原理として考慮されるというテーゼ——が六〇年代からのテクストの中ですでに証明される、あるいはすくなくともそこに準備されている」という点である。<sup>(20)</sup>

以上みてきたことから、カントの倫理学ならびに法哲学が批判的であるといえるのか否かは、ひとつには、カントの「批判期」、すなわち一七七一年以降に実践哲学の領域において彼の倫理学ならびに法哲学にとって本質的である特殊な諸理論が存在するの否かという問題に還元されうることが明らかにされたことになる。

法哲学の領域において、このような特殊な理論が存在する、すなわち「批判的転回」を確認することができると主張したのが先に述べたブッシュにほかならない。ブッシュによればその転回は『教授就任論文』(Inaugural-Dissertation, *De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis* 『感性界と英和界の形式と原理』一七七〇年出版の出版後すべ、つまり一七七二年にカントの倫理学上の考察の中でなされた。すなわちカントがそこから論証する最上の観点として、その法的立脚点に理性的な自然的存在者 (*das vernünftige Naturwesen*) が立つことができ、またその規範の中に法的強制の根拠が存するような「批判的自由の概念」(*kritischer Freiheitsbegriff*) があらわれる、とブッシュは主張する。<sup>(21)</sup>。そしてこの「批判的自由の概念」が、六〇年代の実践哲学についてのカントのレフレクシオン及び『覚書き』の中で指導的であった「自然主義的自由の概念」(*naturalistischer Freiheitsbegriff*) に取って代わるとする。<sup>(22)</sup> ブッシュによれば、批判的というこの新しい自由の概念の中でまず第一に問題となるのは、「行為における感性和理性的規定との批判的関係」(*das kritische Verhältnis von Sinnlichkeit und vernünftiger Bestimmung in der Handlung*) であり、第二には「理性的規定の可能性」(*Möglichkeit der vernünftigen Bestimmung*) である。<sup>(23)</sup> したがって、ブッシュはこの最上の観点から七〇年

代のカントの倫理學上及び法哲學上のレフレクシオンの中の特殊な諸理論を解釈すべきであり、また六〇年代のカントの見解に対してそれらを際立たせることができると考えている。要約して言えば、イルティンクはこのようにブッシュの所論を把握しているのである。言い換えれば、ブッシュはこの「批判的自由の概念」がカントの「批判期」の実践哲學の領域におけるカントの法哲學にとって本質的である特殊な理論であると解釈し、それゆえカントの法哲學は批判的法哲學であるとする結論に至ったのである。

(二) ブッシュが依拠している『覚書き』及びレフレクシオンの分析

「批判的自由の概念」が七〇年代に倫理學上のさまざまなレフレクシオンや『覚書き』の中に見い出される、従ってカントの法哲學は批判的法哲學である、とするこのブッシュのテーゼが正当であるのか否かを検討するために、イルティンクはブッシュがこのような解釈を導き出す際に依拠したカントのとくに重要な三つのテキストの綿密な分析を行なった。その分析の結果イルティンクは、ブッシュが主張するような「自然主義的自由の概念」及び「批判的自由の概念」がこれらのテキストの基礎になっている、ということは明らかにはならないし、またそもそも自然主義的とか批判的と特徴づけられうるような自由の概念の区別は存在しないと指摘する。ブッシュによって「自然主義的自由の概念」と「批判的自由の概念」との区別の根拠とされたテキストをイルティンクがどのように分析解釈しているのか、以下においてそれを辿ることにしよう。

## 1 自然主義的自由の概念 (naturalistischer Freiheitsbegriff)

『美と崇高の感情についての観察』(Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen) という一七六四年に出版された著作についてのカントの『覚書』(Bemerkungen) の中に——アディケスによれば一七六四年及び一七六五年にこの覚書は記されている——「自由について」(Von der Freiheit) という表題のつけられているひとつの章が見い出される。<sup>(26)</sup> この章はブッシュの主張する自然主義的自由の概念の基礎となる重要な役割を果しているものであるとして、イルティンクはこのテキストの分析を試みてゐる。<sup>(27)</sup> 以下において彼の分析を詳しく跡づけてみよう。

カントはこの章の中で二種類の依存性(Abhängigkeit)を区別している。すなわち人間は「彼の欲求(Bedürfnisse)によって」であろうと、あるいは「彼の情欲(Justernheit)によって」であろうと、つねに「外的事物」(äußere Dinge)に依存している。この自然的な(naturlich)依存性とは異なって「他方の人間の意志(Wille)のもとにおける一方の人間の服従」は「はるかに過酷でまた非自然的(weit härter und unnatürlicher)である。「自由に慣れている」者は、その喪失をもっともひどい不幸とみなすだろう。しかし場合によってはその者は「非常に長い習慣」によって耐えるだろう。だが、誰でも「奴隷状態と死との選択においては後者の危険」を選ぶ「だろう」。この立場の根拠はカントによれば「明らかに」よく分かるものであり、また「正当」(rechtmässig)である。というのは人間は、選択の自由を放棄することなく、たいてい自然に服従することができるからである。それに対して、他人の選択意志(Willkür)に依存している者は、より高い程度において不自由である。なぜならば、各人の意志は「その人自身の衝動及び傾向性の作用であり、またその人の真のあるいは想像上の福祉(Wohlfahrt)のみ一致する」からである。<sup>(28)</sup> 他人の意志を自由に支配する者は、他人が幸福を追求することを直接攻撃する。しかしこの状態は「外的で危険な」ものであるだけでなく、また「ある種の醜さ」を含んでおり、そして「同時に不正を示している。」<sup>(29)</sup> というのは、「人間自身がいわばいかなる心

(Seele) も必要としてはならず、自分自身のいかなる意志 (Willie) ももつべきではないということ、そしてまた他人の心が私の四肢を動かすべきであるということ、このことはばかげており、また誤っている (ungeweiht und verkehrt) からである。<sup>(29)</sup>人間は自由な存在者であるので、奴隷状態はやはり人間を動物の地位に下げ、また人間を「いわば他人の家具以外の何物」にもしないのであり、その結果奴隷は人間の地位を失うことになるのである。

「自由について」の章をこのように分析して、粉れもなくルソーによって着想を与えられたこの考察の中で、自由はひとつの能力として理解されているとイルティンクは解釈する。すなわちその能力とは、自然的制約 (Naturbedingtheit) が自己保存ならびに生きる意志の中に表現されている限りにおいて、人間を原理的に各々の自然的制約に依存しないようにする、という能力である。なぜならば、人間は彼の自由な決定によって最悪の場合には死によって奴隷状態を免れることができるからである。この能力はやはり同時にまた人間の権利でもある。というのは、この能力が根本的に個としての人間 (menschliches Individuum) の本質、すなわち彼の「心」を形づくっているからである。つまり、人間は根本的に自由で「ある」ので、自由は同時に人間のひとつの基本的「権利」(Grundrecht) である。事実と権利 (Sein und Recht) の関連がどのように理解されるべきかは、ここではもちろん不明確に留まっている。しかし、カントがこの関連をどのように基礎づけようとしているのかについての言及は次の文章の中に窺うことができる。すなわち「他人に服従している意志は不完全で矛盾したものである。<sup>(30)</sup>ここで問題となっている「矛盾」は人間の本質的な特徴としての自由と奴隷が法的権利をもたないということとの対立か、あるいは人間の基本的権利としての自由と奴隷状態におけるその破棄との間の対立かのいずれかである。この二つの見解の相違についてはカントは彼の思想のこの段階ではほとんど顧慮していない。むしろカントは、奴隷状態がとにかく「矛盾している」ものとして認められる場合に、奴隷状態の不法性がすでに証明されている、と考えているように思われる。このようにイルティンクは分析しているのである。そして最後に注意されなければならない点として、「各人の意志はそれ自身の衝動ならびに傾向性

の作用である。」<sup>(31)</sup>という表現を取り上げる。この表現は、人間における非合理的な衝動力の結果でしかない「意志」は自由ではなく、それゆえまた『覚書き』に述べられているようなカント自身の理解に従えば決して「意志」ではないという限りにおいて、厳密に言えば矛盾を含んでいる。この矛盾がどのように説明され、解釈されなければならないのかは、それゆえこれに関連する全てのテキストのより綿密な解釈によってのみ決定されうるだろう、とイルティングはいう。

以上が、ブッシュによって自然主義的自由の概念が見い出されるとされた『美と崇高の感情についての観察』に関する『覚書き』の中の「自由について」という表題のついた一章のイルティングによる分析及び解釈である。

## 2 批判的自由の概念 (kritischer Freiheitsbegriff)

次にイルティングは、批判的自由の概念と称されうるような自由の概念が存在するの否かを解明するために、『教授就任論文』と関連している、形而上学についてのカントのレフレクシオンの中のひとつのテキスト及び七〇年代前半に書かれた、道徳哲学についてのレフレクシオンの中のひとつのテキスト、すなわちレフレクシオン四二二七及びレフレクシオン六八〇一を分析解釈する。

以下においては、ブッシュがとくに彼の批判的自由の概念の解釈の拠り所としているレフレクシオン四二二七を取り上げて、イルティングがそれをどのようにに分析しているのかみてみたい。

イルティングの解釈に従えば、レフレクシオン四二二七<sup>(32)</sup>は人間における「知的」(intellektual)本性と感性的本性との間の（究極的にはプラトンの）相違を行為の帰責可能性の問題、そしてそれゆえ自由の問題と関連づけている。以下この関連を具体的にみてみよう。<sup>(33)</sup>

「もし人間が完全に知的 (intellektual) であるならば、そのすべての行為は能動的に (aktiv) 決定されていることになる。すなわち自由であるということになり、その結果すべての行為は帰責可能であるということになる。しかし、「もしすべての行為が完全に感性的 (sensibel) であるならば、その行為は受動的にのみ決定されていることになり、その行為に対して責任を負わせることができないことになる。だが、人間は「一方では感性的」であり、また「他方では知的」であるので、人間は能動的 (aktiv) にも受動的 (passiv) にも決定されていない、と結論づけることができる、とカントは考えている。というのは、「その行為は一方では状況 (Umstände) に、他方では人間の理性の使用に依存しているからである。したがって結論は、人間はその行為に対して完全に責任があるとはいえない、ということである。すなわち別言すれば、その行為は「人間に対して完全には帰責されえない」ということにほかならない。それゆえこのように制限された人間の自由は本来、「何かよいことをする、という可能性」(Möglichkeit, etwas Gutes zu tun) の中のみ存するのである。人間が個々の一定の行為において実際自由であったのか否か、またその結果責任があったのか否かは、それゆえの場合場合に依じて検討され、決定されなければならない。

以上がレフレクシオン四二二七の中で述べられているとされるおおよその内容である。イルティンクはこのテキストが二重の人間学のモデルに基づいており、このモデルが八〇年代及び九〇年代の、それゆえ「批判期」の著作における多数のカントの論究の基礎になっていると指摘する。しかし、だからと言ってここでは「批判的」人間学と行為理論が問題になっているのではなく、むしろカントはピタゴラス的・プラトンの人間像を自分のものにしようとしたりして克服できない困難に陥っているのだとする。イルティンクによれば、カントは後に現象と物自体との間の超越論・哲学的区別によってそれを解釈しようと試みているが、そのような形跡さえこのテキストの中には見出すことができない。それでは一体この二重の人間像が何を意味しているのかと言えば、次の事実の説明にほかならない。すなわち、一方で人間は自分がその存在の物理的諸制約に拘束されずに道徳的に責任をもって行動する存在者であると感じ、

他方で、その行為において過度に自然的な衝動と傾向性のみに従う、ということである。カントがこのプラトンの構想を受け入れて、その基礎の上に行為の帰責可能性を説明しようと試みることによって、カントにとって自由についての二重の概念が生じることになる、とイルティングはいう。すなわち、その自由の概念とは、第一に、純粹に知的な存在者の行為についての能動的な決定であり、第二に、その知的な本性に従って道徳的によく行為するか、あるいはその感性的本性に従って道徳的に非難されるように行為する感性的に制約された理性的存在者の能力である。

イルティングは、このレフレクシオン四二二七は道徳的・法的な問題を論じているのではなく形而上学的な問題を取り扱っている、つまりこのテキストは帰責可能性のようなものが存在しなければならぬということを仮定し、なぜ、またどの程度行為が帰責可能であるのかということに對する形而上学的に基礎づけられた、人間学的な説明を与えようとしているのである、と解釈する。それに対してレフレクシオン六八〇一<sup>(34)</sup>は道徳哲学の領域に属するとしてその分析が行なわれているが、先に述べたようにレフレクシオン四二二七がブッシュの解釈の基礎になっているのでここではその分析を跡づけることはしなくてもよいであろう。

以上みてきたようなテキスト分析からイルティングは、一方で自然主義的特徴づけられ、他方で批判的と呼ばれうるような自由の概念がこれらのテキストの基礎になっていると解釈することが明らかに不可能であるとして、ブッシュの理論に反論するのである。それではブッシュは彼の理論にとって重要なこれらのテキストをどのように分析し解釈していたのであろうか。次にこの問題が検討されなければならない。

(三) 自然主義的自由の概念ならびに批判的自由の概念についてのブッシュの解釈、

及びイルティンクによるその批判

七〇年代になってようやく批判的自由の概念に取って代わられることになる。とされる六〇年代の自由の概念をブッシュが見出し出したのはとくに、『美と崇高の感情についての観察』に関する『覚書き』の中の「自由について」と題する先に挙げた箇所においてであった。この箇所以外にも、たとえば、人間が他人の選択意志に依存しているという点とは、彼の生命の自然的諸制約に依存しているということよりもよりひどい、という思想の中にも観取される。ブッシュはこのようなカントの表現の中に、人間の依存性を自然法則の依存性に制限する自由の概念を認めることができると考えたのである。<sup>36)</sup> ブッシュのこのような解釈に従えば、人間はただ自然法則にのみ依存しており、その他の点では全く自由である、ということになる。しかし先にみたように、カントがこの人間の自然法則への依存性に、真の自由としての他人の意志への依存性を対置しているのだから、ブッシュのこのような解釈は適切であるとはいえないし、また第一なぜ自然法則によってのみ制限された自由が自然主義的特徴づけられなければならないのか判然としない、とイルティンクは異議を唱える。<sup>37)</sup> ところでブッシュがこのような解釈に至ったのは、彼が「自由について」のカントの『覚書き』を解釈することによってではなく、この『覚書き』をロックとルソーにおける類似の表現と比較することによって、またそれとの関連でロックとルソーの自由概念を検討することによってであった。<sup>38)</sup>

たとえば、ロックは一六九〇年に著した『市民政府論 国政二論後編——市民政府の真の起源、範囲および目的について——』第四章「奴隷について」の中で次のように述べている。

「人間の自然の自由とは、地上のすべての優越的権力から解放され、人間の意志または立法権の下に立つことなく、ただ自然法のみをその掟とするということである。社会における人間の自由は、同意によって国家内に定立された

立法権以外の立法権の下に立たないことにある。もしくは、この立法権が自己に与えられた信任に従って制定するもの以外の、どんな意志の支配、またどんな法の制限の下にも立たないことにある。（中略）この絶対的恣意的権力からの自由は、人の生存にきわめて必要であり、またそれと緊密に結びついているので、彼は、もしこの自由を手離すなら、同時に彼の生存生命を併せ失うことにならざるを得ないのである。自分で自分自身の生命をどうする力ももっていない人間は、契約または自分の同意によって、自分を他人の奴隷としたり、あるいは他人がその欲する時に彼の生命を奪い得るような絶対専恣の権力の下に身を置くことはできないからである。<sup>(39)</sup>

またルソーは『エミール』（一七六二年に出版）の中で、

「二種類の依存（dependance）が存在する。自然に由来する事物への依存と、社会に由来する人間への依存である。事物の依存は、なんら道徳性を有せず、自由をそこなわず、悪を生みださない。人間への依存は、無秩序なものであり、あらゆる悪を生みだし、これによって支配者と好隸とは互いに他を墮落させる。<sup>(40)</sup>」

という。

ブッシュはロック及びルソーのこのような自由概念を参照検討し、「カントはこの自己中心的な（egoistischer）非道徳的な（unmoralisch）自由の概念に従っている<sup>(41)</sup>」と結論づける。これに対してイルティンクは、すべての権利及びすべての拘束性がそれぞれの個としての人間の不可譲の基本的権利の中にその基礎を持っていなければならないということが意味されている場合に、「自己中心的な自由の概念」が論じられていると考えるのが適切か否かについてはなお議論の余地があるかもしれないが、しかしこの自由の概念が「非道徳的なもの」として特徴づけられるということには、何ら根拠がないし、理解できないことであるという。さらに、カントの自由の概念が根本において近代の合理的自然法概念であるということは正しいけれども、六〇年代における、特に「自由について」の『覚書き』におけるカントの自由概念を「自己中心的」であり「非道徳的」であると特徴づけることは誤りであると指摘する。<sup>(42)</sup> イルティ

ングによれば、ブッシュが六〇年代のカントの自由概念に対して提示した解釈の適切な中核として留まるのはただ、自由はそれぞれの個としての人間の不可譲の基本的権利である、という近代自然法の見解をすでに一七六四年及び一七六五年に「自由について」の『覚書き』の中でカントが示していた、ということである。<sup>(43)</sup>

次にイルティンクは、七〇年代からのカントのレフレクシオンの中で誤って「自然主義的」と特徴づけられたとする自由の概念に取って代わった自由の概念、すなわち「批判的」と名づけられた自由の概念を検討する。その際、まず第一にレフレクシオン四二二七において提示されている人間の自由における「知性的なもの」と感性的なものとの関係についてのカントの考察を参照する。これについてブッシュは、「ここにおいて行為における感性和理性的規定との批判的關係が問題になっている、ということが容易に示されうる」と述べているけれども、このような見解に対してイルティンクは、七〇年代のはじめにおける感性和理性的の二元論はなお全く批判哲学以前のものであり、独断的形而上学の諸前提に基づいている、と異議を唱える。そしてさらにイルティンクは、この二元論に対応する自由の概念が、たとえば『純粹理性批判』の第三アンチノミーにあるような、カントの批判哲学の基準に應ずるものであるのか否かを吟味する。<sup>(44)</sup>

レフレクシオン四二二七において「知性的な」自由の概念が含まれている困難性はイルティンクによれば、カントの第三アンチノミーの解決においてより明確にあらわれる。なぜならば、カントの批判的形而上学の理論に従えば、「行為する主体は、その可想的性格からみて、いかなる時間条件にも従わない」であろうからである。なぜなら時間には「現象の条件にすぎず、物自体そのもの」ではないからである。「そのような主体においては、いかなる行為も発生したり消失したりすることはないであろう」。それゆえ可想的性格として超越論的自我は、『純粹理性批判』の理論に従えば、まったく行為しないのであり、むしろそれは経験の世界において行為としてあらわれるものの時間を超越した原因でしかないであろう。同様に、その経験的性格に従って行為する主体というのは行為しないであろう。とい

うのは現象としてみなされた行為する主体は自然因果性の諸制約に服しているからである。行為の概念は、このような前提の下ではもはや支持することができない。

カントはまた次のように結論づけている。すなわち「こうした可想的性格は、私たちは現象するかぎりでのものしか何ひとつとして知覚しえないゆえ、なるほどけっして直接的には識別されえないであろう。」しかしながら批判哲学の原則に従えば、経験的な諸前提から原理的に認識できない物自体を推論することが禁止されているにもかかわらず、カントはこの可想的性格は「経験的性格にに応じて思考されなければならないはずである」<sup>(46)</sup>、と推論してもよいと考えている。それゆえカントが、人間の経験的性格を可想的性格の「感性的なしるし」とみなし、人間は「たんなる統覚をつうじても」自分自身を認識し、その結果人間は「みずから一面ではフェノメノン」であり、「他面では一つのたんに可想的な対象である。」ということになる。<sup>(47)</sup>と仮定するとき、カント自身的前提に従えば誤った論証が提示されていることになる。「だからあらゆる行為は、その行為がそこでは他の諸現象と同列のものである時間関係にもかかわらず、純粹理性の可想的性格の直接的結果である」<sup>(48)</sup>、とするカントのテーゼは、それゆえ根拠がないのであり、批判期のカントの著作における独断的形而上学の諸概念のはたらきのひとつとして説明されなければならない。

ところでブッシュは二元論的人間学のこのような前提の他にカントの「批判的」自由の概念の中に第二の要素が確定せられると考えている。すなわち自由とは「理性的規定の可能性」として理解されるということである。<sup>(49)</sup>これに対してもイルティンクは異論をさしはさんで次のように説く。<sup>(50)</sup>

カントはレフレクシオン四二二七の中で何かよいことをする可能性としての自由を論じているし、またレフレクシオン四二二六の中に「われわれの行為はすべて理性に従って生じうる」<sup>(51)</sup>、という文章がある。ここで意味されているのは、感性的な理性的存在者としての人間は、理性的に、すなわち道徳的規範に従って行為することができる、ということである。しかしたとえカントが彼の批判哲学の中に行為の帰責可能性に対する十分な説明を見い出したと

しても、この批判的自由の概念は、批判的倫理学ならびに法哲学がカントに存在するということを裏づけることはできないだろう。というのは、この批判的自由の概念は実践哲学に属するのではなく理論哲学に属すであろうからである。

以上のようにイルティンクは、ブッシュによって批判的自由の概念として特徴づけられた自由概念をカントのテキストに照らし合わせながら検討することによって、そのような概念がこれらのテキストから読み取ることができないということを明らかにしようとしたのである。そしてこのことから、七〇年代のカントのレフレクシオンにおいて批判的法哲学の成立及び「批判的転回」を証明しようとしたブッシュの野心的な企てが失敗に終わったと結論づけるのである。これで「批判的」の第三の定義もまたカントの倫理学ならびに法哲学にはあてはまらないこととなり、検討されるべきものとして、最後に第一の定義のみが残ることになる。

#### (四) カントの倫理学ならびに法哲学の非批判的性格

カントの倫理学ならびに法哲学の批判的性格を認めるのに不利になる要素が、イルティンクによれば、八〇年代及び九〇年代からのカントの諸著作の中にも直接看取されうる。つまりこれらの諸著作は、一方では、全く非批判的に断断的形而上学の観念に立ち戻っているが、しかし他方では初期の諸著作及びレフレクシオンにおいてはまだ見出すことのできない、そしてその限りにおいてなんらかの正当性をもって「批判的」倫理学ならびに法哲学とみなされうるような諸理論を發展させているとする。<sup>(52)</sup>

イルティンクは『道徳形而上学原論』（一七八五年出版）ならびに『実践理性批判』（一七八八年出版）を詳しく分析することによって、批判的倫理学ならびに法哲学がカントには存しないという結論を下すのであるが、以下においてそ

の論証を辿ってみよう。

イルティンクの解釈に従うと、『道徳形而上学原論』の中にこの新しい「批判的」理論が非批判的・形而上学的観念と緊密に結びついてあらわれる。このことから、『純粹理性批判』における原則の超越論的演繹と分析に比較されるような研究によって「批判的」倫理学の基礎づけを保護しようとし、またそれと対応して実践哲学において独断的形而上学の観念をはねつけようという考えをカントがまったくもっていなかったことが窺える。それゆえなるほど『実践理性批判』は『純粹理性批判』において發展させられた構想を完全にはするが、しかしそれは倫理学の批判的な基礎づけではないのである。

自律としての、すなわち根本規範としての人倫についてのカントの解釈は、『道徳形而上学原論』においては新しい。それに従うと、「目的そのもの」である人格は相互に共存すべきである。というのは人格は「自然の王国」と同様に「目的の王国」を形成し同時にこの根本規範の創始者として把握されるからである。確かにこの解釈の要素はすでにカントの初期の諸著作及びレフレクシオンに見い出されるけれども、『純粹理性批判』の第一版（二七八年出版）においてはまだ自律の概念がないのであり、またこの概念がここで保持すべき意味は『道徳形而上学原論』以前のレフレクシオンの中でさえほとんど認められない。ここにおいて批判期のカントの倫理学上の諸著作における特殊な理論が問題になっているということは疑いの余地がないかもしれない。この意味で確かにこの自律の理念に関連するすべての理論をカントの批判的倫理学ないし法哲学と特徴づけることができるであろう、とイルティンクは指摘するものの、しかしそれにもかかわらず、カントは『道徳形而上学原論』の中で非批判的（unkritisch）と特徴づけられるような仕方でも自律としての人倫のこの構想を基礎づけているという。イルティンクがどのようにしてこのような解釈に至ったのか、彼の論証をみてみよう。

人間は彼が理性的な存在者である限りにおいて相互に人格として取り扱われる「べきである」ということは、『道

「徳形而上学原論」におけるカントの見解に従えば、次の事実の中にその根拠をもっている。すなわち人間は人格「である」という事実である。ところでカントはこの解釈から独断的 (Ineitsch) な性格を引き出ししている。すなわちわれわれは自律原理の拘束性を証明するために「客体の認識をこえて、主体の、すなわち純粹実践理性の批判に進まねばならないであろう」と。<sup>(55)</sup>しかし『道徳形而上学原論』の対応する部分において独断的形而上学に由来するこの前提は実践理性の使用の批判的な分析によって補強されることもなく、また撤回されることもないのである。カントはさらに、「人間は自分自身を、しかも彼が自分について内的感覚によってもつ知識にもとづいて、自分自身のあるがままに認識するなどとうぼぬれてはならないのである」と強く促した後、カントは人間にむしろ次のような権利を帰している。すなわち「そうして自分を、そのように諸感覚の単なる知覚と感受性とに關しては感性界に数え入れ、しかし、彼自身における純粹な活動であろうもの（全く感能の觸発によってではなく、直接に意識〔自覚〕に達するもの）に關しては、自分を知性的世界に数え入れるに違いないのである」と。<sup>(57)</sup>自分自身に「純粹な自発性」を歸し、また「知性的な世界」の成員として理解されてよく、あるいはされなければならない存在者はそれでもやはり全くいわゆる認識されえない物自体であることを知っている、ということに存する矛盾を明らかに気づかないでいる。この矛盾は、われわれが「悟性界」の成員であるということとわれわれが認識しうる、とするテーゼをカントが避けることによつて解消されるのではない。むしろわれわれはそのような存在として「考え」ざるをえないということと強調しているにすぎないのである。というのは、このいわゆる必然的なそして「実践的見地において」、また当然の自己解釈からカントは「われわれが自分を自由であると考える場合、われわれは自分をその成員として悟性界の中に移し、意志の自律について、その歸結たる道徳性ととも理解するのである」ということを導き出しているからである。<sup>(58)</sup>

イルティンクはこのように解釈することによって、カントは『道徳形而上学原論』において独断的形而上学を拠り所としているのであり、またそれと結びついた二重の人間学に依拠しており、そこから道徳的規範の拘束性を導き出

すために、その人間学に「実践的見地」において確実性を付与している、と指摘する。

イルティンクによれば、この基礎づけの試みにおいて自由はまず第一に自発性（「純粹な自己作用」）として理解され、第二に自律として解釈される。「感性界の規定的な諸原因からの独立」は、そういうわけで「可想的世界の成員としての彼自身の必然的な「欲する」になり、この「欲する」は自己が与える（道徳的）法則と一致することによって行為になるのである。この二つの論証の第一のものも、第二のものも倫理的根規範の批判的分析によって示されてはおらず、またいかにして無依存性（独立）としての自由の消極的な概念から自律としての自由の積極的な概念が生じるのか、このことは不可解のままである。さらに不明確な点として挙げられるのは、「悟性界」の成員がいかにして行動しうるのか、また、感性界の原因から独立であるという意味だけでなく、この「悟性界」の成員としていかにして自由であるのか、という点である。結局、「悟性界は感性界の根拠をしたがって、またその諸法則の根拠をふくむがゆえに、したがってまた悟性界は私の意志（これは全く悟性界に属する）に関して直接に立法的である」ということである。<sup>(60)</sup>

以上のような解釈からイルティンクは、「悟性界」を「感性界」にこのように入れ込むこと（Hineinwirken）は、やはり「純粹理性批判」の諸原則とは一致しないし、それゆえ「実践理性批判」という表題のもとで提示された定言命法の「演繹」のためのこの論証は、倫理学の基礎づけにとつて十分ではなく、またそれは「批判的倫理学」と呼ばれるに値しないと結論づけるのである。さらにイルティンクは『実践理性批判』もまた独断的形而上学を基礎を置いていることを論証しようと試みているけれども、ここではそれを詳しく辿ることはやめて、ただ次のことだけ指摘しておくにとどめたい。つまり一言でいえば、実践的要請に訴えることによつて自由、神の存在及び不死性といった理論的に証明不可能な命題を確証できるとするカントの方法が、やはり独断的形而上学に根ざすものである、ということである。これで「批判的」の第一の定義もカントの倫理学ならびに法哲学に対してあてはまらないことになり、したが

つて、三つの定義がすべて実践哲学に対しては妥当しないことになる。

以上みてきたような解釈に基づいてイルティンクは次のような結論を導き出すのである。

「たとえわれわれが『道徳形而上学原論』及び『実践理性批判』の中のカントの自律理論 (Autonomie-Lehre) を特殊な理論として、また六〇年代及び七〇年代のレフレクシオンにおいて準備されていた理論を批判的倫理学として特徴づけたいと考えても、次のことは依然として変わることはない。すなわちカントは超越論哲学的基礎づけという意味においてこの理論に批判的な基礎づけを与えることがまったくできなかったということである。カントは定言命法の拘束性に関する問題をアプリオリな実践的で総合的な判断の「可能性」に対する問題として説明することによって、彼はやはり八〇年代の倫理学上の諸著作においてこのような基礎づけの計画を發展させたのであった。われわれが批判的倫理学を、超越論的主体の構成的なはたらきによる定言命法の拘束性の正当化——『純粹理性批判』における経験の可能性の超越論的な諸条件の問題に対してカントがなした答えと同様に——と理解する場合には、カントはこの課題の解決のための手がかりを見い出すことがなかった、と認めなければならない。この意味においてカントには批判的倫理学ならびに法哲学は存在しないのである。<sup>(6)</sup>」

### 三 イルティンクの所論の問題点——むすびにかえて——

カントの初期のきわめて豊富な資料を利用しながら、実証的で緻密な検討を加えることによって、カントの法哲学の批判的性格を否定したのはリッターであった。それに対してやはり同様に『覚書き』やレフレクシオン等の初期の資料を参照することによってカントの法哲学の批判的性格を肯定したのがブッシュであった。そしてイルティンク

この所論はブッシュの肯定説に対する反論として位置づけられる。イルティンクはこの反論の中で、ブッシュが彼のテーゼの拠り所にしている『美と崇高の感情についての観察』に関する『覚書き』の中にある「自由についての」テキスト及びレフレクシオン四二二七ならびに六八〇一を分析解釈することによって、ブッシュが主張するような「自然主義的自由の概念」と「批判的自由の概念」との区別は存在しないし、従って七〇年代にカントの批判的哲学が成立するとするブッシュの見解は誤りである、と指摘する。さらにイルティンクは、『純粹理性批判』、『道徳形而上学原論』及び『実践理性批判』を分析解釈し、八〇年代においてもなおカントの実践哲学の諸著作が批判哲学以前の、すなわち独断的形而上学の諸理論に依拠しているとしてカントの法哲学の非批判的性格を主張する<sup>(62)</sup>。イルティンクの所論が単に法哲学だけでなく倫理学を含む実践哲学全体を考察の視野に入れ、しかもそれを『純粹理性批判』に代表される理論哲学と対比しながら検討している点は注目に値すると言わなければならない。（「批判的」の定義からある程度推測されるように、『純粹理性批判』のみが参照されており、『プロレゴメナ』など他の理論哲学の諸著作は論及されていない。）だがそのために、倫理学ならびに法哲学の非批判的性格を論証しようとする彼の議論はやや複雑となり、必ずしも容易に理解されうるとはいえないように思われる。

ところでイルティンクの所論に対する問題点としていくつか挙げることができるが、何ととっても最大の欠陥は『法論の形而上学的基础論』(Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, Metaphysik der Sitten, I. Teil, 1797) そのものを考察せずに<sup>(63)</sup>、『覚書き』やレフレクシオン等を分析解釈するという単なる発展史的な研究<sup>(64)</sup>によってカントの法哲学の非批判的性格を説明しようとする点である。なぜならばカントの法哲学はこの『法論の形而上学的基础論』において集約的・体系的に論じられているのだから、カントの法哲学の批判的性格を問題にする場合には『覚書き』やレフレクシオンよりもまず第一にこの『法論の形而上学的基础論』が検討されるべきであるからである。（ただし、この著作の中では「批判的」ないし批判的方法とは何か、という定義は与えられていない。）このことはまたブッシュ

の研究についても同様にいいうることである。それゆえ「自由について」のテキストやレフレクシオン四二二七及び六八〇一の中にブッシュの主張するような「自然主義的自由の概念」と「批判的自由の概念」との区別が存在するか、あるいはイルティンクが反論するようにそのような区別は存在しないのか、これについてはこれらのテキスト及びレフレクシオンの綿密な分析が必要であろう。しかし、この問題についてはここではとくに詳しく検討することはしない。というのは、かりにブッシュの主張が正しいとしても、それだからといって直ちにカントの法哲学が批判的法哲学であると論定することはできないように思われるからである。したがって問題点としてとくに、イルティンクによって提示された「批判的」という術語の三つの定義を検討してみたい。先に指摘したように、カントの「批判的」という術語の概念が理論哲学においてのみ十分に定義されているとしているが、それに対する説得的な説明がなされていない（『純粹理性批判』への偏重がみられるように見受けられる。また、理論理性と実践理性を類比的に扱えているともいえよう。この点において新カント学派的傾向が指摘されうるのではなからうか）。また、提示された三つの定義が相対的に不確定で部分的な重なりがある（第三の定義は一七七一年以降から問題となっており、第一の定義は『純粹理性批判』以降すなわち一七八一年以降が問題となっている。さらに第二の定義は『純粹理性批判』が問題となっている。したがって、いずれにしても『純粹理性批判』のところで部分的に重なっているといえる。また第二の定義における諸理論と第三の定義における特殊な諸理論が部分的に重なっている）。そのためこの定義自体が解釈の幅を許容することになる。このような問題点がまず指摘されよう。

ところでその三つの定義とは大体次のようなものであった。

カントの実践哲学（倫理学ならびに法哲学）が「批判的」と呼ばれるのは、一それが、『純粹理性批判』以来のカントの理論哲学に特徴的である問題設定に基づいている場合、あるいは、二カントの実践哲学を『純粹理性批判』におけるカントの批判哲学と結びつけるような諸理論を不可分的に含んでいる場合、あるいは最後に、三その

実践哲学の中に一七七一年以降はじめて成立するような特殊な諸理論や方法が見い出される場合である。イルティンクはこれらの必要条件がカントの実践哲学においては満されていないとしてその批判的性格を否定したのであった。イルティンクのこれらの定義が妥当であるとは必ずしもいえないが、一応これを受け入れることにしよう。そしてこれらの必要条件を次のように一義的に確認することが許されるとするならば、カントの実践哲学が批判的性格を有すると解釈することも不可能ではないだろう。<sup>(65)</sup>

一 『純粹理性批判』の中心的な問題設定が認識の可能性の諸条件——經驗的認識及びア・プリオリな認識の——及びこの認識の限界に向けられていると考えることが正しい場合には、実践的な理性使用の批判がこれと同じテーマに向けられていると考えることは意味があるものとして期待されえない。むしろこの実践的な理性使用の批判は、それが純粹理性の中に見い出される限りにおいて善意志及び行為の可能性の諸条件に向けられているのである。つまり理論的批判が認識の可能性の諸条件を解明するために理性を理論的に使用しているのに対して、実践哲学は善意志及び行為の可能性の諸条件を解明するために理性を実践的に使用していると解釈すれば、実践哲学が理論哲学と同様の問題設定に基づいていると考えることもできなくはないであろう。それゆえカントの実践哲学が批判的性格を有すると認めることも相当の根拠をもっているといえよう。

二 カントの実践哲学一般、とくに『法論の形而上学的基础論』が『純粹理性批判』と不可分的に結びつけられうるような理論断片を實際含んでいる、と解釈することも不可能ではない。なぜならば『純粹理性批判』そのものにおいてカントは、批判的理論哲学の特殊な理論断片、すなわち現象論ないし超越論的觀念論を法哲学に対しても要求しているからである。カントは『純粹理性批判』の中で「法は現象することは全然できず、その概念は悟性のうちにひそんでおり、行為自体そのものに帰属するところの、行為の一つの性質（道德的性質）を示す……」<sup>(66)</sup>と述べている。これに対応して『法論の形而上学的基础論』の§1から感性的（*sinnlich*）、物理的（*physisch*）、經驗的（*empirisch*）、現象的

phenomenal) 占有と可想的 (intelligibel) 純粋に法的 bio-rechtlich、本体的 noumenal) 占有とが区別されている。たとえば、「外的な或るものを自分のものとしてもつ仕方」について論じられている私法論第一章の§1でカントは次のように述べている。

「——したがって、もしも占有の概念が或る種の相互に異なる意味を、すなわち感性的占有と可想的占有という兩種の意味をもちえないとすれば、したがってまた、一方には物理的占有を、他方には純粋に法的な占有を同一の対象物について考えることができないとすれば、外的な或るものを自分のものとしてもつことは自己矛盾である。

ところで、或る対象が私にとつて、外的であるという表現は、それが単に私〔主体〕から区別された対象であることを意味するか、あるいはまた、時間的・空間的に或る他の場所〔positus〕に見出される対象であることを意味するかのみである。第一の意味においてはのみ、占有は理性的占有と考えられうるものであり、第二の意味においては占有は經驗的占有と呼ばれなくてはならないであろう。——可想的占有〔こうしたものが可能であるとして〕は所持〔delectio〕を伴わぬ占有である。<sup>67)</sup>

この法哲学上の理論断片を『純粋理性批判』の特殊な諸理論とは無関係であると理解するのは適切ではないであろう。また実践哲学一般に対しても同様のことがいえる。たとえば要請理論 (Postulatenlehre)、とくに自由の要請は『純粋理性批判』の超越論的弁証論との体系上の不可欠な連関として考えられうる。このように解釈すれば、カントの倫理学ならびに法哲学、すなわち実践哲学は批判的性格を有すると解釈されえよう。

三 カントが『法論の形而上学的基础論』の諸原理を部分的には『人倫の形而上学』出版(一七九七年)前によく発展させたことは、ラインハルト・ブランドンによって強調されているとおりであり、多言を要しないであろう。<sup>68)</sup>

以上検討したような問題点についてはオベラーが鋭い批判を加え、イルティンクによる「批判的」という術語の定義の不備を補いながら六つの定義を提示し肯定説を主張している。<sup>69)</sup>イルティンクの所論に対する詳細な批判及びオペ

ラーの所論の検討は続稿で行なうつもりである。

以下においてカントの著作集からの引用はすべてアカデミー版 (Kant's gesammelte Schriften, herausgegeben von der Königlich Preyischen Akademie der Wissenschaften) を用い、巻数、頁数、また必要な場合には行数という順序で表わしている。ただし「純粹理性批判」については慣例に従って初版をA、第二版をBと記し、本文中に記されている番号で示している。

(1) 周知のようにカント自身が彼の著作の中で「法哲学」(Rechtsphilosophie) という術語を用いているわけではない。この「法哲学」という術語の代わりにカントは時々「形而上学的法論」(metaphysische Rechtslehre) とか「純粹な法論」(reine Rechtslehre) という術語を使用している。シュートランガスはこれらの術語の意味内容の詳しい分析によって、カントの術語上ないし概念上の用法にはずれることなく「形而上学的法論」及び「純粹な法論」という術語が「純粹な法哲学」(reine Rechtsphilosophie) という術語に取り替えられうる指摘している。Vgl. Johannes Strangas, *Kritik der kantischen Rechtsphilosophie Ein Beitrag zur Herstellung der Einheit der praktischen Philosophie*, Köln Wien 1988, S. VII-VIII, Anm. I. カントは法論にはさまざまな形態があるとして「法論への序論」§Aで次のように分類している。

「外的立法が可能な諸法則の総体が法論〔Ius〕と呼ばれる。こうした立法が現実的である場合には、法論は実定法論である。そして、この実定法論の学識ある者すなわち法律学者〔Iurisconsultus〕は、もしこの外的法則に外的にもまた、すなわち經驗的に生ずる諸事例へのこの外的法則の適用に関しても精通している場合には法律実務に明るい人〔Iurisprudentus〕といわれ、こうした適用（の知識）もまたたしかに実用的法論〔法解釈学〔Iurisprudentia〕〕となりうるであろう。しかしこの二つのものとともに取り去るならば、純然たる学問的法論〔Iuriscientia〕が残ることになる。この純然たる学問的法論なる名称は自然法論〔Ius naturae〕の体系的知識に冠せられるのであるが、そうはいくものの、こうした自然法論の学識者もあらゆる実定的立法に対して不変的諸原理を提供しなくてはならないのである。」(Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 6, 229. 邦訳「世界の名著39カント『人倫の形而上学へ法論』」加藤新平・三島淑臣訳 中央公論社 昭和五十四年 三五三頁参照) そしてカントは彼の法論を法の形而上学と呼び、それは「理性から生じてくる或る体系を必要とするものである」とする。(Ebenda, Bd. 6, 205. 同 三三五頁) さらに§B「法とは何か？」の中でカントは次のように説いている。「何が合法か〔quid sit iuris〕については、すなわちある特定のところにおいてかつ特定の時代においてもろろの法律が命ずるところのものあるいは命じたところのものについては、法律学者は容易に述べることのできるであろう。しかし、これらの法律が欲するところがはたしてまた正しいかどうか

ということ、および一般に法と不法〔*istum et iniustum*〕を認識するための普遍的規準は、もし法律学者が「暫時あの経験的諸原理を捨て去って、右の諸判断の源泉を単なる理性のうちに求め」(も)とも、その際あのもろもろの法律は指針として大いに彼の役に立つであろうが、「可能な実定的立法のための基礎を打ち立てるのでなければ、彼にとってはおそらく隠されたままでありつづけるであろう。単に経験的であるだけの法論は、「ちょうどバイドロスの寓話の中の木製の頭のように」美しいかもしれないが、ただ残念なことに脳髓のない頭でしかない」(Ebdend. Bd. 6, 229 f.; 同 三五三—三五四頁)。

このようにカントは理性に源を発する法の形而上学的重要性を強調しているのである。

(2) 拙稿「カント法哲学の超越論的性格——F・カウルバッハの所論を中心として——」(法学政治学論究、第七号)三五九—三六四頁を参照された。

(3) 同右、三六七—三七七頁を参照された。

(4) カント法哲学の批判的性格ないし超越論的性格をめぐる議論の展開の簡略な概観については同右、三六五—三六六頁を参照された。

(5) イルティンクは一九二五年生れで、一九六六年以来ザールブリュッケン大学の哲学教授である。L. W. Beck, *Kants „Kritik der praktischen Vernunft“ Ein Kommentar*, 2. unveränderte Aufl. München 1985. のようなカントの実践哲学に関する研究書の独訳もあるが、次に挙げる編著書や論文が示すように、ハーゲル法哲学を専門的に研究しているようである。

*Vorlesungen über Rechtsphilosophie*, Fromman-Holzboog, 6 Bde., 1973. — *Die Philosophie des Rechts*, Klett-otta, 1983. “Die Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie”, in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie* Band 2, hrsg. Manfred Riedel, Frankfurt am Main 1974. (S論文は Z. A. Peleynski, ed. *Hegels Political Philosophy: Problems and Perspectives*, Cambridge University Press 1971. (『クーゲルの政治哲学——課題と展望——』N・A・ヘルチンスキー編 藤原保信他訳 御茶の水書房 一九八九年) に収載されている。この訳書の解説の中で藤原教授が適切に述べているように、この論文はクーゲルの政治哲学を古代及び近代の政治哲学の欠陥の克服として捉えようとするものである。イルティンクはそれを「抽象法」、「道徳」、「人倫」という『法哲学』の構造に即して論じているが、「抽象法」、「道徳」をカントの『人倫の形而上学的』の「法論」と『徳論』に位置している。勿論自然法についてのあわむて詳細な論文がある。Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Bd. 4, Hrsg. Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck. Stuttgart 1978, S. 245-313.

(6) Josef Schmucker, *Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflektionen* Monographien

zur philosophischen Forschung Band XXIII, Meisenheim am Glan 1961

- (7) Christian Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, Juristische Abhandlungen Band X, Frankfurt am Main 1971. リッターはこの著書において新カント学派によるカント法哲学の解釈を再検討している。すなわち、カントが批判主義の意味において法を扱ったというのは適切か否か、もしそうであるならば、なぜなのかという問題を提起し、カントの法哲学と理論哲学の批判主義との間にはいかなる結びつきも存しないと結論づけた。どのような問題に至ったのかといえば、カントの法思想は常なる継続性の中で発展したと考えるからである。そしてカントの法思想のこの継続性によってカントが——思弁的批判主義に対応するような——「批判的」法哲学を基礎づけた、ということが否定されるのである。カントの法哲学の批判性格を否定するこのいわゆる継続性テーゼについては改めて別稿において検討するつもりであるが、これに対する秀れた批評として Reinhard Brandt, Rezension zu: Ritter, in: *Philosophische Rundschau* 20 1974, S. 43-49, を参照された。また Vgl. Ritter, "Immanuel Kant" in: *Staatslehner im 17. und 18. Jahrhundert Reichspublizistik Politik Naturrecht*, hrsg. Michael Stolleis 2. Aufl. Frankfurt am Main 1987, S. 332-353. トンミンガ・ブヤント、イルティンダ、カウルバッシュ、キョール、キョスタース及びゼンガーの議論を考慮に入れた後も、やはりリッターの基本的見解は変わらぬと主張を述べられる。(S. 335 und Ann. 13.)
- (8) Werner Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, Kantstudien Ergänzungshefte 110, Berlin/New York 1979.
- (9) Karl-Heinz Ilting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?" in: *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Jg. 63, 1981, S. 324-345.
- (10) Vgl. ebenda, S. 325, Anm. 4. 「人倫の形而上学」(Metaphysik der Sitten) は「法論の形而上学的基礎論」(Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre) と「徳論の形而上学的基礎論」(Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre) の二部構成になっている。イルティンダは「カントが『人倫の形而上学』の中で倫理学と法哲学とを明確には区別していないとして、倫理学ならびに法哲学という表現を一般に実践哲学全体を意味するものとして使用している。」
- (11) Vgl. Harlof Oberer, "Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie? Zur Werner Buschs Untersuchung der Kantischen Rechtsphilosophie" in: *Kantstudien* 74, S. 217-224. 「批判」(Kritik) という用語はカント自身によって理論哲学とは異なった新しい変化した意味において実践哲学の中で使用されているにもかかわらず、イルティンダはこの意味の変化を無視し、「批判的」(kritisch) ならして「批判」(Kritik) という用語を理論哲学の特殊なものの意味における使用に限定しているとして、オ

- ペラーはイルティンクの定義付けに対して異議を唱えている。というのは「批判的」ないし「批判」という用語を理論哲学の特殊なものの意味における使用に限定しなければならないということはカントのテクストから導き出されえないからであるとする。これがイルティンクの定義付けの根本的な欠陥であるといえよう。この点については Vgl. J. Schmucker, *Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflexionen*, S. 382. さらに、カントの実践哲学に関してその批判的性格を検討する際に提示された三つの定義が相対的に不確定であり、また部分的に重なっている点があるということもイルティンクの定義付けの欠陥として指摘されよう。
- (12) Vgl. K-H Illing, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?" S. 324 f.
- (13) Vgl. ebenda, S. 326. 「批判的」(kritisch) という術語を「超越論的」(transzendental) と同義であるとイルティンクはみなしている。
- (14) Ebenda, S. 326.
- (15) Vgl. Heinrich Ratke, *Systematisches Handlexikon zu Kants >Kritik der reinen Vernunft<*, Philosophische Bibliothek Band 37b Hamburg 1929, S. 127 f. の本は『純粹理性批判』の用語集であり、出典が示されている。本文に列挙した箇所以外の用例についてはこれを参照された。
- (16) Kant, *Ges. Schr.* Bd. 3, B XXXV (邦訳カント全集第四卷 理想社 五四頁。)
- (17) Kant, *Ges. Schr.* Bd. 3, B 424. (同「第五卷 一二二頁。')
- (18) Kant, *Ges. Schr.* Bd. 4, A 388. (同「第五卷 一二四頁。')
- (19) Ebenda, S. 326 f.
- (20) Ebenda, S. 327. und Anm. 7. イルティンクはこのことをシュムッカー及びリッターの諸研究の確かな成果であるとして採用している。
- (21) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 171. und S. 2. ブッシュはカンターの法哲学の批判的性格についての問題は不可避的に、カントがそこから批判する最上の体系的立脚点(Standpunkt)を問うことになる指摘している。筆者はブッシュのこの研究の詳しい検討を別稿において行なうつもりであるが、とりあえずこの研究の短評として Gerd-Walter Küsters, *Rezension zu: Busch in: ARSP, Bd. LXVIII 12 1982, S. 272-275.* を参照された。また H. Oberer, "Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie?" S. 218 f. を参照。ブッシュはカント法哲学の発展段階を三つに分けているが、その各々の発展段階について概略的であるけれども適確な要約がなされている。

- (22) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 26.
- (23) Vgl. ebenda, S. 72.
- (24) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 327.
- (25) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 20, S. 472.
- (26) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 20, 91-94.
- (27) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 328 f.
- (28) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 20, 92, 21-23.
- (29) Vgl. ebenda, Bd. 20, 93, 20-23.
- (30) Vgl. ebenda, Bd. 20, 66, 3 f.
- (31) Vgl. ebenda, Bd. 20, 92, 21 f.
- (32) Vgl. ebenda, Bd. 17, 466.
- (33) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 329 f.
- (34) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 19, 165 f.
- (35) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 330 f.
- (36) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 25.
- (37) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 333.
- (38) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 25 f. 人間の依存性を自然法則への依存性に制限するもの自由概念が、ルソーが『エミール』の中で使用した。また根本に於いてルソーがロックから借りてきた自由概念の同一性に関するコメントは著者による。
- (39) Cf. John Locke, *Two Treatises of Government*, Everyman's Library, London 1988, pp. 127-128. (『市民政府論』鶴飼信成訳 岩波書店 一九六八年 二八一—二九三参照)
- (40) Jean Jacques Rousseau, *Oeuvres complètes IV*, Paris 1959-1969 p. 311. (邦訳 ルソー全集第六巻 白水社 樋口謹一訳 八八頁\*)
- (41) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 26.
- (42) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 334 f.

- (43) Vgl. ebenda, S. 335.
- (44) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 72.
- (45) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 336.
- (46) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 4, 539 f. (邦訳 カント全集第五巻 理想社 昭和四十一年 二六五—二六七頁参照)
- (47) Vgl. ebenda, Bd. 4, 546. (同' 二七一—二七二頁参照')
- (48) Vgl. ebenda, Bd. 4, 553. (同' 二七三頁参照')
- (49) Vgl. W. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S. 72.
- (50) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 336 f.
- (51) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 17, 465, 25 f.
- (52) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 338.
- (53) Vgl. ebenda, S. 338-343.
- (54) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 4, 436-440. (邦訳 カント全集第七巻 八五—九二頁参照')
- (55) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 440, 24-26. (同' 九二頁参照')
- (56) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 451, 23. (同' 一〇八頁参照')
- (57) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 452, 33-36. (同' 一〇九頁参照')
- (58) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 453, 11-13. (同' 一一一頁参照')
- (59) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 455, 2 f. (同' 一一四頁参照')
- (60) Vgl. ebenda, *Ges. Schr.* Bd. 4, 453, 31-34. (同' 一一二頁参照')
- (61) Vgl. K-H Iltting, "Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?", S. 343.
- (62) Vgl. Wolfgang Kersting, "Die verbindlichkeitstheoretischen Argumente der Kantischen Rechtsphilosophie", in: ARSP, Beiheft Nr. 37, 1990, S. 63, Anm. 1.) 周知の如く、シローペンタマーの批評以来なされたカントの『法論』の曠か  
わしむ状態に陥つての老練ナーマは繰り返し主張されてきているけれども、最近ではイルテナングがこの主張の代表者として  
挙げられている。
- (63) Vgl. Gerd-Walker Kusters, *Kants Rechtsphilosophie*, Darmstadt 1988, S. 50. 「フッサールの研究及びそれに続く議論の後  
に残るのはただ次の成果だけである。すなわち、カントは徹底的に法を統へて解決したという点で、また批判的法論の要求はあ

まうにも早まってその解釈の縮小に至ってはならないということ、さらにわれわれが『法論』そのものを考慮することなく法論の批判的性格を生成的 (genetisch) に基礎づけようとする、つまりひとつの転回を証明することによって正当化しようとする場合には、法論の批判的性格の直接的証明はなお未解決のままにとどまるといふことである」とキュスタースは適切にも述べている。イルティンクの所論の簡潔な説明については S. 49 f. を、オニラーのイルティンクに対する批判の要点については S. 50 を参照されたい。

(7) Vgl. H. Oberer, "Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie?" S. 221.

(8) Vgl. H. Oberer, "Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie?" S. 220 f.

(9) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 4, A 66, 17-20. (邦訳 カント全集第四巻 理想社 昭和四十一年一四一頁参照。)

(10) Vgl. Kant, *Ges. Schr.* Bd. 6, 245 f. (邦訳 世界の名著 39 カント 加藤新平・三島淑臣訳 中央公論社 昭和五十四年 三七〇頁参照。)

(11) Vgl. Reinhard Brandt, "Das Erlaubnisgesetz, oder: Vernunft und Geschichte in Kants Rechtslehre" in: *Rechtsphilosophie der Aufklärung*, hrsg. von R. Brandt, Berlin 1982, S. 236. 実際カントが彼の『法論』の本質的な思想に到達したのはその出版の直前であり、この点において『法論』は三批判と異ならぬとブランドンは指摘している。また Vgl. Rezension zu: C. Ritter: *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, in: *Philosophische Rundschau* 20, 5, 43 f. 『人倫の形而上学的基础論』の中には、その構想全体にとって本質的であり、またその執筆の少し前まではカントが使用できなかった諸要素が見い出される」とブランドンはいう。それら諸要素の一例としてブランドンは暫定的占有 (provisorischer Besitz) と決定的占有 (peremptorischer Besitz) との区別を挙げた。

(12) Vgl. H. Oberer, "Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie?", "Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre", in: *Kantstudien* 64, S. 88-102. \*44 Vgl. Hermann Klener, *Immanuel Kant Rechtslehrechriften zur Rechtsphilosophie*, Berlin 1988, S. 566-587. 付記としてクレンナーは「現代におけるカント法哲学 (Kants Rechtsphilosophie in der Zeit)」と題する論文を書いている。この中でクレンナーは「カントの法批判 (Rechtskritik) は彼の理性批判 (Vernunftkritik) の高みに立脚していない」とする非難が今日まで実際片づいていない」として、カント法哲学の批判的性格をめぐる議論に触れている。クレンナーは否定説をとる者として H・コーエン、J・シュムッカー、C・リッター、H・オニラー及び K・H・イルティンクを挙げ、彼らの主張を次のように要約する。

『純粹理性批判』の科学理論的アプローチはカントによって実践哲学には移されていない。それゆえカントの批判主義と

純粋な法論 (reine Rechtslehre) との間にはいかなる相互依存も存しないのである。つまりこの法論は批判哲学以前の (vorkritisch) 、「それどころかカント以前の (vorkantisch) 理論として特徴づけられる」。

これに対して肯定説を主張する者として、W・ブッシュ及びS・ゴヤール・ファールを挙げている。クレンナーは否定説をとる者としてオベラーを挙げているが、これは誤りである。クレンナー自身はこの問題に対して自分の見解を述べてはいない。

ところで、カント法哲学の批判的性格をめぐる問題は主としてドイツにおいて展開されているが、クレンナーも挙げているように、フランスでもゴヤール・ファールがこの問題について論じている。(S. Goyard-Fabre, Kant et l'idée pure du droit, in: Archives de philosophie du droit, Jg. 26, Paris 1981, p. 140) しかし、英語文献においては筆者の知る限りこの問題を真正面から論じているものはないように見受けられる。